

死刑廃止を推進する議員連盟からのヒアリング

西川刑事局長 それでは、予定の時刻となりましたので、「死刑の在り方についての勉強会」、第7回の会合ということになります。

私、刑事局長の西川でございますが、本日の進行役を務めてさせていただきます。

本日の勉強会では、死刑廃止を推進する議員連盟の皆様から御意見をお伺いすることになっております。初めに、江田法務大臣から挨拶があります。よろしく願いいたします。

江田大臣 議連の亀井会長、村越事務局長、本多幹事、今日はわざわざ法務省まで御足労いただきまして本当にありがとうございます。

この勉強会は、実は千葉景子元法務大臣が立ち上げられたものでございます。先月の終わりのことですが、ちょうど千葉さんが死刑を執行されて1年ということになりました。1年たってどうですかと私にもいろいろ取材もあったのですが、千葉さんがどういう思いか私も直接は聞いてはおりませんが、正に万感の思いを込めて執行して、しかしこれは国民的な議論を起こさなきゃならない、そんなことで、国民的議論の契機とすることを目的としてこの勉強会を立ち上げられたものと思っております。これは死刑制度の存廃論、続けるもあり廃止するもありと、そういう幅広い観点から存廃論や、あるいは執行の在り方や情報公開の在り方、そういう幅広い議論を、外部の方からの御意見も伺いながら議論していこうということでやってまいりました。

私が法務大臣の職を引き継いで7か月ぐらいになったわけですが、死刑制度について、今7回目ということでしたが、これまでいろいろ議論をしてまいりましたが、そのほかにもいろいろ議論すべきことがあると思っております。本日は、具体的な法案を検討しておられる、死刑廃止を推進する議員連盟の皆さん方から、皆さんがこれまで議論してきておられる内容や、あるいは法案を取りまとめるに際して検討された事項など、幅広く御意見をお伺いしたいと思っております。亀井会長を始め皆さんにおかれましては、本当に御多忙の中、本勉強会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。忌たんのない率直な御意見をお伺いできればと思います。

今日の御意見をこの勉強会の検討の貴重な資料として十分参考にさせていただき、更に国民的な議論が行われる契機に今日の御意見の聴取なることを期待して、御挨拶いたします。どうぞひとつよろしく願いいたします。

西川刑事局長 ありがとうございます。

それでは、本日は、死刑廃止を推進する議員連盟の亀井静香会長、村越祐民事務局長、本多平直幹事から御意見をお伺いいたします。御意見をお伺いする時間は30分ぐらいで御意見を発表していただき、その後は質疑応答に充てさせていただきたいと思います。

それでは、議員連盟の皆様、よろしくお願いたします。

亀井会長 大臣、どうもありがとうございます。また、法務省の皆さん、私どもをこういう場に呼んでいただいたことを、私は、ある意味では本当に大変な感銘すら覚えておるわけでありまして、別に私が今まで法務省に強い偏見を持っておったというわけじゃありませんけれども、今日はそういう気持ちであります。

私がこの議連の会長を務めておるわけですが、今、議連として重無期刑を中心とする法案を国会に議員立法で提出をするということで各党に対して話をしておる最中でありまして、村越事務局長からそのあたりの状況、また、法案の骨子等について皆さん方に紹介をさせていただきたいと思います。

私から、なぜ死刑廃止なのか。考え方としては、これについてはいろいろあると思いますけれども、議連の皆さん方は全員私と同じような視点から反対をしておるわけでもないと思いますけれども、そういう意味で私の独断と偏見みたいな、私自身の考え方になろうと思いますが、まず皆さん方に聞いていただいて、若干でも御理解をいただければ有り難いと思います。

私は、国家が殺人を行うということの正当性があるのは、やはり国家目的を遂行していく場合であろう、このように思いますが、戦争も一つのそういう場面でありますけれども、皆様方御承知のように、国家間における紛争等を処理する場合の国家の行為としての戦争はやはり避けるべきだというのが、私は、人類が地球上に住みついて以来何万年の歴史を重ねてきた結果、今ようやくたどり着きつつある状況ではないかなと思います。それでもなお今世界の各国において戦争が相変わらずやまない、そういう状況もありますけれども、しかし、やはり国際紛争の手段として行使をすべきでないという一つの理想みたいなものは、私は一つの世界の定着した方向として今生まれてきておるのではないかなと。皆さん方はどう考えられるか分かりませんが、そのように思います。

今、死刑廃止の流れが世界の中で大きな潮流になってきているのを、法務省の皆さん方は余りそういうことを積極的に評価しておられないかもしれませんが、これは御承知のように客観的な事実であります。これもやはり今私が申し上げた、国家と殺人、そう

いう基本的な観点からの人類の意識の大きな流れの中でそうした死刑廃止案というのが生まれておる、このように私は今思ってもおるわけでありませう。

死刑についていろいろの賛成、反対の論点があろうかと思ひますけれども、一つは、かつて、人の命は地球より重いということと言われた政治家もおられますが、そういう価値判断の問題についてはいろいろ人によって差があると私は思ひます。そうした中で、死刑について、やはりやるべきでないという現実的な大きな論拠の一つは、やはりえん罪の可能性。これは皆さん方に申し上げる必要もないと思ひますが、別に司法に携わる者が意図してえん罪を生んでおるわけではないけれども、客観的にそういうものが生まれておることは事実であらう、だれも否定できないと思ひます。

私もかつて警察におった者ですけれども、なぜえん罪が生まれるかということについては、いろいろな方々のいろいろな見方がありますが、私の経験も踏まえて申し上げますと、日本の司法構造はえん罪を極めて生みやすい、残念ながらそういう状況にあると言わざるを得ないと思ひます。私は、法務省の皆さん方で特捜におられた方々は、私の言っていることがある程度理解をいただける方が多いんじゃないかと思ひますけれども、捜査の現場において、取調べ、警察の48（ヨンパチ）プラス20日間ということがあるわけですけれども、今はやはり捜査の中心が、もちろん物証をきちっと固めていくということでもありますけれども、自白が証拠の王であるということ、残念ながら今も揺るぎない現実であらうと思ひます。警察が一番自分たちが捕まえた被疑者について苦勞するのは、もちろん物証を固めていくこともありますが、検事は起訴してくれるかしてくれないか、自白をしているかどうか、被疑者本人が犯罪を認めたかどうか、そういう供述がとれておるかどうかということがほとんど100%に近いことなので、20日間の勾留期間、特捜の場合は別ですが、一般の場合は、その供述が得られるまでというのは、ほとんど時間は警察で費やすわけですね。警察の調べです。ほとんど。警察の調書、これに基づいて送られた被疑者の検事調書が作られていく。これが現実です。これはいい悪いは別として。そういうことの中で、結局は自供が得られるかどうか、自白が得られるかどうかということが捜査のポイントになってくるんです。私の経験から言ひましても。そういう中で、勾留権の行使、これは検察が持つておられるわけだけれども、我々としては、警察の立場とすれば、2勾留目がつくかどうかというのは捜査の一つのポイントなんです。勝負どころなんです。そういうことを経ながら自供を得ようとしていく。そういう過程の中で、どうしても無理な誘導が起きてくる危険性が生ま

れてくるんですよ。何もこれは意図して犯人をつくろうということじゃありませんけれども、残念ながらこれが捜査の実態だろうと思います。

そうした中で、余りくどくどは言いませんけれども、残念ながら、特捜の検事さんは経験されたことがあるかもしれないけれども、一般の検事さんは余り経験されていないと思うんだけど、長期間勾留をされていく中で、被疑者が、全部じゃありませんよ、相当数拘禁性ノイローゼに近い状況になっちゃうんですよ。私もそれを経験しています。何度も。簡単に言うと、調べ官の言いなりの供述を始めていくんです。そうした非常に危ない状況が捜査にはつきものだとすることを、我々としては率直に認めるべきだと思います。

それともう1点。第三者の供述、これほど危ないものはないということですね。私自身の経験から言いましても。第三者の供述は極めて誘導尋問に弱いということですね。簡単に言いますと。そうした第三者の供述が積み上げられていく中で、そうして被疑者自身の供述が引き出されていく、そういう構造。これは別に犯罪人を仕立てようということやっておるわけじゃないけれども、残念ながらそれが実態だと。私は、特捜の方々は最初から、捕まえてきてからはずっとあれですから、私が今言っていることが割と理解されやすいんじゃないかと思うけれども、一般の検事を経験された方でしたらなかなか御理解いただけないと思う。ほとんど警察で粗ごなしをしたのを検事さんは引き取るんです。そうして起訴されるということなんですね。

もう一つは、私はこんなことを言ったらおかしい。残念ながら、法曹一体の状況がえん罪を生んでいくという。弁護士が真実を究明する、被疑者の立場に立ってということよりも、むしろ弁護士として、点数を稼ぐとは私は言わないけれども、とにかくこの際検事の言うとおりに供述して、公判廷で本当のことを言えばいいんじゃないかというような形で、被疑者が早くしゃばに出たいということの要望にそういう形でこたえていく、そういう方向で仕事をする弁護士が非常に多いということです。間違いなくそういう実態の中では、公判廷で真実をしゃべればいいということで、それでうその供述をしてしまうというケースが極めて多いということです。私がそう言うと、おまえさんのわずかな経験だけでそういうことを言うのかと言うかもしれないけれども。

今度は、裁判官になってくると、目の前における被告人の供述と検面調書とを比較した場合、こんなことを言うわけじゃないけれども、やはり司法研修所で一緒に勉強した検事の調べをやっぱり信用しちゃうんです。裁判官というのは。全部じゃないですよ。

そういう傾向が極めて強いことも事実だと。しかも、目の前の、ちょっと見たら判断能力が余りありそうもない、薄汚いとは言わないけれどもそういう格好をしている、それの供述よりも、理路整然とした形で作られてある検事調書の方をやはり証拠として採用してしまう傾向が残念ながら相変わらずあるということなんです。これは私の経験からも言ってお話。私も2度ぐらいえん罪をつくる危険に私自身が遭遇したこともあります。

話がこんなことばかり言っていたら時間がないのであれですけども、そういう意味で、司法構造の中にえん罪を生む危険性が極めて高いということを前提にして、死刑をどうするかと考えるべきだと。その場合、よく、社会秩序を維持するためのコストだと言う人もおりますね。死刑については。えん罪者がなったら仕方がないんだと言う人がいる。では、本当にそういう人命というコストを払わなければ社会正義が実現できないのか、社会秩序を守れないのかということをもっと我々は現実的に検討をすべきだと思います。死刑制度が犯罪抑止をする力なんかないということは今や明白な話であって、そういうことにあれて、とにかくコストだというような形で死刑制度を考えるべきではなかろうと、このように思います。

時間がありませんので長く言いませんけれども、それと、よく被害者の報復感情を考慮しない刑事政策なんて成り立たないのだというようなことを言う人がおりますが、これも本当かということをもっと考えるべきだと思う。被害者側から見たら、最高刑が死刑だから死刑を望むんであって、最高刑に死刑がなければ、どうしても死刑でなければならんということではなかろうと私は思います。また、社会が、あるいは国家が本人の報復感情を代わって満足させていくというような、そういうことをいつまでもやっているのかどうかという問題があると私は思う。こんなことは乱暴だけれども、私はかたき討ちは否定しないですよ、対等の立場で。しかし、明らかに手足を縛って抵抗できない状況において絞め殺すなんていうのは、私は極めて残酷な犯罪だと思う。国家の犯罪でも。かたき討ちは、私は否定するつもりはない。だけど、基本的に全く死刑の場合というのは、人の命を奪うという場合においても、私は差別とは言わないけれども、決定的な落差があるということもまた事実であろうと思います。

話がちょっと妙な話になりましたけれども、そういう意味で、報復感情を満足させるといった、そんなことは、イスラム社会でもあるまいし、目には目を、歯には歯をという、そういうことが、神が与えた戒律でもあるまいし、そういうことにこだわってそう

した被害者の報復感情を満足させるような運用をする必要はなかろうと。

大きく言えば大体以上の点であります。ちょっと話が長くなりましたけれども、そのように思います。

村越事務局長 議連の事務局長をしております村越でございます。今、会長から基調講演をいただきましたので、私から若干の今回の法案に関する説明を残された時間でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

その前に1点だけ、私も政治家ですので、今、会長がお話しになられた点に関して、私の視点でちょっと申し上げたいことがあります。それは、今、会長がお話しになりました、死刑の廃止は国際的な潮流なんだというお話に関する私なりの視点というか意見でございます。

実は1月に私はヨーロッパに欧州政府の招へいでこの死刑問題に関することを含めて勉強に行っていました。その際にあちらの行政官あるいは政治家から口々に言われたことは、日本という国は大丈夫なんだ、安心なんだということです。私が申し上げたいのは、死刑を我々がこのまま維持し続けるということは外交上国益を損なうんじゃないか。つまり、死刑を持ち続けるということは、国際社会において我々が外交上正にハイポリティックスな問題だという意識を我々が持つべきじゃないかというお話です。つまり、彼らに対して、では何で我々日本人を安心して受け入れてくれるんだと質問を返しますと、それは共通の価値観を共有しているからだという答えが返ってきます。共通の価値観とは何だと聞くと、それは人権と法の支配だと。日本は人権と法の支配が担保されているから、あなたたちは安心できるんだと彼らは口々に言うわけです。つまり、死刑を持ち続けると、こういう彼らの感情を害するんじゃないかと、私はそういうふうで大いに危ぐをしているわけです。つまり、我々が何をやっているかという、彼らが安心できないある意味での相手、中国とか北朝鮮、そういう国々と一緒に国連の死刑廃止に向けた決議に反対する意見書を我々は出しているわけで、こういうことは直ちに改めるべきじゃないかと、私はそういうふうを考えております。

以上が、今、会長がお話しになった、国際社会で孤立するんじゃないか、死刑の廃止は国際的な流れなんだというところの事務局長としての私なりの意見を補足をさせていただきました。

さて、今回の私たち議連の提出させていただこうとしている法案ですけれども、これは何も直ちに死刑の廃止をするんだという法案ではございません。是非とも死刑の判断

をもっと慎重にやるべきじゃないかという中身でございまして、多くの同僚議員、先輩議員の皆さんに賛同いただける中身になっているだろうと我々は確信をいたしておりますし、是非とも今日を境に法務省の皆様におかれましては、仮にこれが実現できたとなればどういった運用がなされるべきなのかということをも御検討いただきたいなと思っております。

今回の法案の中身、ポイントは三つございまして、一つは、重無期刑を創設すること、もう一つは、死刑評決の全員一致の特例を設ける、つまり、裁判員裁判のもとで裁判員が全員一致のときにしか死刑判決を出せなくするというもの、そしてもう一つは、国会の場に死刑制度調査会を設置して、広く国民の前で開かれた死刑の存廃の議論をすべしと、この3点でございます。

お時間がもうないかと思っておりますので、この間の経過だけちょっと御説明をしたいと思っておりますけれども、我が議連で昨年来この法案の中身に関して継続をして何度も総会、幹事会を開いて議論してまいりまして、今年の3月30日の議連の総会でこの法案の中身をまとめさせていただきました。

3月30日にいずれにせよ議連で決裁いたしまして、その後、実は我が党民主党の中で、まず、法務部門会議の中に死刑制度を検討するワーキングチームがございまして、その中でこの法案を説明させていただきました、非常に有り難いことに、ワーキングチームで我々の議連のこの法案に関して決裁をいただいたというか、これでよろしいという有り難い御判断をいただきました。その後、副大臣、政務官、陪席をしていただいておりますかと思っておりますけれども、6月30日に党の法務部門会議でこの法案の説明を、私、時間をいただきましてさせていただきまして、今、座長が引き取っていただいているというところでございます。

議員立法として法案を提出するからには各党の機関承認が必要だという院の慣例、申合せがあるようでして、国民新党さんと社会民主党さんは既に党として機関決定をいただいておりますので、我が党の方で差し当たって承認をいただければ。これは形式上は国対委員長が決裁だということですが、議員立法調整チームというところで法務三役の皆さんと御議論いただいて、一応よろしいという御許可をいただければ、是非ともこの国会でこの法案を提出させていただきたいと考えております。

我々としましては、いずれにせよ大いに国民の前でまずは議論をさせていただきたいということが何よりの望みでございまして、是非ともこの法案をこの国会中に衆議院の

方に提出をさせていただいて、もちろんいろいろな御意見あろうかと思えます。この部分がよろしくないとか、あるいはもっとこうしたらいいんじゃないかと、様々な御意見を院の方でいただく中で少しでも——もちろん究極の我々の目的は死刑廃止に向けた大いなる一步を踏むことですけれども、まだまだ国民的な議論が足りないですし、国民の皆さんからすれば、死刑の運用に関する情報公開もまだまだ不十分なところがあるかと思えます。そういうことを含めて大いなる議論を院で行いたいということが我々の望みでございます、是非とも今日を機会に死刑制度の在り方に関する議論が深まることを望んでやまないところでございます。

私からは以上でございます、今日は幹事の本多さんにも御同席いただいておりますので、何か補足をいただければと思えます。

本多幹事 ほとんど大事な点は亀井会長と村越事務局長からありましたので、私から3点だけ、簡単に。

私個人としては、誤判のおそれがあるという1点でこの活動をやっております。幾ら努力をされていましてゼロにということとはできない以上、ほかの刑罰だってあつてはいけないんですけれども、死刑において間違いというのは私の中では許せないという思いでこの活動をしています。

2点目ですけれども、今日はたまたま与党の大重鎮と若手で来ていますが、後でまた議連のメンバー表、役員表を見ていただくと、自由民主党のベテランの先生、この方もかという方もメンバーに入っておりますし、すべての政党が入っております。各野党で言うと党首の方も役員に名を連ねて議論をしている議連でございます。そういう超党派、全党で頑張っているという重みも是非感じていただければ有り難いと思えます。

最後に3点目、ちょっとくだらないことを言うんですが、このことで私はみんなの党の参議院の小熊さんという若い方と知り合いになって、「本多さん、この問題を考えるんだったら、『ライフ・オブ・デビッド・ゲイル』というアメリカの映画のDVDを見たらいいよ」と言うので、私も買って早速見て、村越事務局長にも是非見ると。死刑廃止にずっと取り組んできたアメリカの活動家のストーリーなんですけれども、是非機会があつたら、いろいろと考えさせられると思う、どちらの立場にしても考えさせられると思うので、是非御覧になっていただければ有り難いと思えます。

以上です。

西川刑事局長 死刑廃止を推進する議員連盟の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑に入りたいと思いますが、ただ今の御説明について御質問であるとか御意見であるとかあったら、お願いしたいと思います。

江田大臣 法案を取りまとめておられる、そして、今、村越さんお話しのように、民主党の機関の中で議論され、更に国民新党、社民党で議員立法として提案することが決定されているということなのですが、その法案の中身の御説明がほぼなかったんですけれども、一応、ここへ書いてある、これでもうよろしいですか。多少お話を聞いておいた方がいいのか。

例えば、死刑については、この立て方というのは、現在の法定刑はそのままにしておいて、一定期間の執行停止、これはこの法案で執行停止をすると。それから、今後、死刑判決を出す場合には全員一致。全員一致というのは、裁判員の場合は裁判員を含めでしょうが、控訴された場合の控訴審あるいは上告審のことはどうなっているのか。それで、死刑確定者の増加というのに一定の歯どめをかける。そして、死刑制度の調査会を国会に設置をする。それらが同時並行的に前へ進んでいくと同時に、刑法の改正として終身刑、重無期刑を設置する。そういう構造になっているんだと思うんですが、それでよろしいかということと、それから、重無期刑について、死刑も残虐だけれども、重無期で終身刑も残虐だという、負けず劣らずという、そういう意見もあるんですが、それについてどうお考えなのかということをちょっと説明してもらえますか。

亀井会長 今、大臣おっしゃった、よく重無期刑が死刑よりも残酷だということを言われるんだけれども、私は、それは、人の命をどう考えるかという視点から見た場合、重無期刑と死刑というのは全然違うと思うんですね。次元が違う話であって。私は、犯罪を犯した者がそれを償うのは当たり前だと思います。痛い痛くないの言っているときじゃないんでね。別に私はむち打ち刑がいいなんて言っているわけじゃないけれども、苦痛がどうだからということが一つの標準になることもあるかもしれないけれども、それよりも、命を絶つということというのは次元の違う話だと私は思うんです。全然次元が違う話だと思います。

村越事務局長 補足をさせていただきますと、大臣に御理解をいただいているとおりでございます。

今の重無期刑に関する反対論というのは確かに議連の中にも実はございました。ただ、最終的に死刑判決を減らしていかなければいけない。そして、我々がどうしても対じし

なければいけない大きな存在として、もちろん犯罪被害者の皆さんの心情というものもあるかと思えます。あるいは、もちろん存置論者の方にも配慮しながら前に進んでいかなければいけない。事実上、死刑判決を減らしていくために、私は重無期刑というのは正にやむを得ない、刑事政策上とっていきべきことなんじゃないかなと考えています。

いろいろな議論は確かにありましたけれども、ここに至るまで本当に多くの議論をさせていただいて、我々としては意見の一致を見ましたので、何とかこれを審議をさせていただきたいと考えております。

西川刑事局長 全員一致の意味について、裁判員を含むのかという点と、控訴審、上告審についてはどのように考えるのか。つまり、裁判員裁判の場合は裁判員を含めて全員であり、控訴審、上告審も全員一致の場合に死刑、そういう理解でよろしいですか。

村越事務局長 はい。

西川刑事局長 どうもありがとうございました。

亀井会長 今は、裁判員制度が始まって時間が大分たってきちゃって、いいんだけど、今のマスコミの調査そのものが、裁判員について、心理状況についてまでの調査を余りしなくなっていますけれども、やはり自分はこれは無実だと思うけれども、多数で死刑の判決があって、それも死という断罪をすることに自分が加担をするということについてのその重み、これをやむを得ないと言っている人は余りいないんじゃないかな。だから、そこらの多数決という問題は、あとの指揮はもちろん判事だけれども、だけど、熊本判事ですか、あれが、職業裁判官でありながらも、自分は無実だと思いながら、多数決で死刑判決をした、それに自分が加わったという、そういうことから、自分としては耐えることができなくなったという心理状況。一般の市民の場合はやはりもっときついんじゃないかなと。職業裁判官の場合、まだ職業でやったんだから仕方がないという割り切り方ができても、一般市民はなかなかそうはいかないんじゃないかなという感じはします。

西川刑事局長 そのほか御質問等は。

小川副大臣 死刑制度にこうして取り組んでいらっしゃる方が年々力強くなっているような気もするんですけども、ただ、マスコミ等の調査を見ますと、死刑を支持するの方が圧倒的に高い水準で、しかも増えている、こういう社会状況が起きておるわけですね。こちら辺はどのように考えたらよろしいでしょうか。

亀井会長 それは、法務省の人に申し訳ないけれども、アンケートの取り方があると思う

んです、一つは。どうしても死をもって償わせなければいけないということまで確信的に思っている人が80何%いるのか。そうじゃなくて、重無期刑のような別な形で償わせるということの場合はどうかという併問していった場合、私は、回答というのはがらっと違って来る。私は特にある中学の先生から教え子についてアンケートのあれが来たんだけど、これは二つやられている。その中で、死刑賛成か反対かという中で、死刑賛成だと。これは子供ですよ、中学生だけども。じゃあ終身刑では駄目なのかといった場合、死刑でなきゃいけないというのがほとんどいなくなっちゃったんです。中学生の場合だけだね。だから、それは、さっきもちょっと私言いましたけれども、死刑が最高刑、極刑としてあるから、凶悪なことをやったやつにはそれを科すべきだということで、極刑が終身刑であれば、それで私はいいいという折り合いのつけ方と言ったらおかしいけれども、心理的にする人は非常に多いと思います。今のマスコミの調査の仕方だっただけども、特に法務省の調査の仕方というのを私は見ていると、もうちょっとそのあたりを細かく調査されれば別な結論が出てくるような気がしますけど。という感じがします。

黒岩大臣政務官 私、問題意識は今の小川副大臣と同じなんですけれども、昨日も私、地元で壮行会なんかをやると、死刑に対してすごく関心も高くて、中にはこういう表現を昨日されたんですけれども、今回の東日本大震災で1万人を超える方が命を絶たれたと。だけでも、死刑判決を受けて本来死刑に半年以内にされるべきはずの100何名の人間が税金で生きています。これは命に対して不平等じゃないかと。これはいろいろな意見があると思うんですけれども、非常に皆さん深く考える中で死刑というものを必要だと思っている方は確かに多いんですね。

突き詰めて、何で必要ですかという話をすると、先ほど亀井先生がおっしゃったことのちょっとその反対なんですけれども、犯罪の抑止力につながると。これはいろいろな科学的に見てそれが現実につながっているかどうかというのは本当に議論があるし、むしろ分からないというところが我々も今回勉強会を続けていく中で結論なんですけど、ただ、国民の多くは、これは、犯罪に手を染めるかどうか、少なくとも例えば二人目は殺さないとか、こういった一つの歯どめになっていると考えている方は結構うっすらじゃなくて強くいらしゃると私は実感しているんですね、いろいろな人と話して。ですから、そういう方たちのその意識に対して、議連の皆さんも10年以上勉強されてきた中で、どういう形で、今の亀井先生のお話も本当に納得しながら聞くところは多いと

するんですけれども、そういう深く死刑のことも考えている人、そして一般の方で抑止力になると思っている方にどういった形で今まで発信されてきたのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

亀井会長 今おっしゃったのは、私は今深刻な社会状況があると思うんですよ。ここの議論とは全然別なことだと言われるかもしれませんが、今、重罰化ということもよく言われていますけれども、もっと言うと、社会的に、邪魔者は殺せと。自分が幸せに生きていくためには邪魔なやつはいなくなった方がいいんだという感覚ね。邪魔なやつでも、殺すんじゃなくて、自分にとって危険じゃないようにしていけばいいんじゃないかというよりも、一足飛びに、邪魔者は殺せ、排除しちゃえと、排除の論理が今非常に強くなっていると思いますよ。ということは、やっぱり自己中心的な考え方が今極めてまん延している。

実は、これはちょっと話が違うけれども、大文字の送り火について、陸前高田市の被害に遭った松の木を送り火に使うということで、朝日新聞に出ていましたでしょう。いろいろな思いを込めて被災者の人が書いた、それまでにもうできちゃっているわけですよ、使うということがあったから。ところが、それが駄目になっちゃった。私はその理事長をしている人に昨日電話して聞いてみたら、その人もがっくりきて、会員の中でどういう人が出てきたかという、自分はせっかく福島から京都に逃げてきたのに、またそんなものを京都に持ってくるのかと。放射能検査を全部して、ないんだけど、結局は送れなかった。送り火という、被災者の人の魂をあの世に送っていくという、そういうことについての行為も駄目だと。被災民の方々のそういう気持ちも。もっと言うと、自分たちが安全ならいい。安全なんです、本当は。放射能検査をして、ゼロなんだから。それでも東北のものは持ち込んじゃ嫌だという。私は、その感覚は今日本中にまん延していると思いますよ。その感覚を、ちょっとそれとは違うとおっしゃるかもしれない。自分だけ安全ならいいんだ、自分だけ幸せに生きていけばいいんだ、あとはどうでもいいんだという論理は、邪魔者は殺せ、悪いことをしたやつは重罰だ、人をあやめたやつは死、当たり前の話だという短絡的な感覚が今日本中に増えていますよね。私は関係あると思う。こんな話はここでしたっけしようがない話だけれども、そういう日本人の心理の中で起きている深層心理の変化、こういうものと死刑賛成というのが増えているというのは相関関係があるという感じがしてしようがないんですね。ちょっと妙なことをこんな場で言っちゃったけれども。

江田大臣 亀井会長は、この場にふさわしくないような意見だと今おっしゃったけれども、僕は必ずしもそうも思っていないので。今の点はかなりポイントじゃないかという感じはしています。

私自身、法務大臣になって最初に聞かれたときに、死刑どうしますかというので、「欠陥の多い制度だ」と言っただけで、どうもこれはちょっと言葉が強過ぎたので、この言葉は取り消したんですが、「悩ましい制度だ」と今言っているんですね。人間の実社会というのは誠に矛盾に満ちた、理屈だけでは割り切れないいろいろなものがあって、肉親が殺された、その人の気持ちというのも大切にしていかなきゃならない。しかし、肉親に犯罪者が出て、これが死刑になるようなことになった、その例えば親であれ、息子であれ、こういう人たちの思いというのはそんなに簡単じゃないだろう。子育ての最中で、あのときこうしておけばよかったとかいろいろなことがある、そういう様々な矛盾に満ちた人間のきずなといいますか社会の中で、何か今、コンピューターで言えばリセット、この息子はどうしようもない、リセットという、そうすると何か新たな展開が、今までのがゼロに消えて始まるみたいな、そんな感覚が世の中にまん延してきているんじゃないかなというような思いがありまして。かつて、もう今から大分前ですが、アメリカへ行ったら、アメリカの大学で学生諸君が全部携帯でこうやって、あるいはこうやってやっているようなことは、当時は——今はどうだか知りません——なかった。日本は若い者がいつも携帯を持って、チャカチャカ、チャカチャカやりながら生活している。これは、何かこの国はどこかで、深いところで我々は考え直さなきゃならないところがあるんじゃないかなというような感じがしておりますが、どうもその辺と結びついていくような感じもするんですが、いかがでしょうね。

亀井会長 私は、人間の持っている許すという感情を、そんなものはどうでもいいんだと言ってしまうと別だけれども、許すということがなくて人間は生きていけないと思うんですよ。自分だけで生きているわけじゃないんで、他があって自分が生きていると。

江田大臣 あわせて、許されるという感じも世の中にないとやっぱり人間は生きていけないんじゃないかという感じもありますね。

亀井会長 他の間違い、他の悪を徹底的に許さないということが本当に正しいことなのかどうかということは、宗教者がいつも問い詰められている点だけれども、私はやはりそういうことが死刑問題については根底的にあるんじゃないかと思えますね。そんなことは許すな、甘っちょろいこと言うんじゃないと。抑止力がゼロじゃない、あるに決まっ

ているんだから、自分たちが安全に社会で生きていくためには、少しでもそういう安全な方にあれしていけばいいんであってという議論が非常に強いと思いますよ。私は残念でしょうがない。大臣、こんなのは議員立法でやること自体が僕はおかしいと思うんだ。法務省自体がこういう法秩序の中心にあるでしょう。どうすれば国民を幸せにできるのかという視点からこの問題を考えるべきだと思うわけです。行政の立場から。それを議員立法ということ自体が私は嘆かわしいと思うな。私は、法務省の人たちが自分たちのやっている仕事の意味。私は、皆さんの仕事だって、国民を幸せにするために存在していると思いますよ。そういう視点から、どうしたら国民を幸せにできるのかという視点で、もっとそういう視点から死刑問題も行政の立場から取り上げていただくという視点があったっていいんじゃないか。

私の苦い経験で、こんなところで言うのはあなた方に申し訳ないけれども、かつて自民党の法務部会で重無期刑について出したときに、日ごろは出てきてもいないような議員がだ一つと来ちゃって、死刑賛成、賛成ということで、死刑制度を議論するんじゃないんだよと、終身刑について議論しているのに何だいというんだけれども、聞いてみると法務省から頼まれているんだよ。あなた方じゃないよ。動員をかけられちゃっている。私は何でそこまでしゃかりきに法務省がそういう立場で自民党の議員に、出て行って死刑廃止反対というようなことを言ってくれと頼まなきゃいけないのかというね。あなた方じゃないから言うんだけれども、実際の話をしているんだよ。

だから、そういうことをもっと私は、行政に携わる者が、現に執行もしているでしょう。執行もしているわけで、そういう立場からもう一度人間の死を見詰める。生を見詰めるということは死を見詰めるということなんですよ。人間を幸せに生きるようにしたいと法務省の人は思っているんだから、そういう視点からもう一度、局長、私は考えてもらいたいと思うな。あなた方、さっきもちょっと言ったでしょう、嫌なことを言ったけれども、法曹一体というのがいかに人間の幸せについてマイナスに作用している面が実際はあるかというような問題も、私は、今度、大阪地検の問題でいろいろあったけれども、そういうことじゃなくて、全体として考えてもらいたい。私も今時々なされることがある。捕まえなければよかった、任意でやればよかったと。私が逮捕して事件を捜査したばかりにその会社がつぶれちゃって、大変悲惨な状況にいつちゃったという例もあるんです。それほどのことなのかと。それほど悲惨な状態を起こすような手段を選ばなければいけなかったのかと。捜査手段としてね。私が命令したから逮捕したに決

まっているんですね。私は時々本当にそういうことであれすることがありますよ。

私は、法務省の皆さん方は、自分たちのやっていることは法を執行しているんだと。法は国会が考えることだということじゃなくて、執行している立場から、こういう法律というのはいいのか悪いのかという視点を是非考えてもらいたいと思いますよ。ほかの役所だってそうでしょう。自分たちが執行している法律が、これが今の時流に合っているか、現場に合っているかどうか検討して、議員立法じゃなくて閣法という形で国会に提出していますよね。私は、それぐらいの柔軟性というのは法務省にあったっていいんじゃないか。我がためにそれを言いたいわけじゃないよ、言うておくけどね。じゃないけれども、それぐらいの柔軟性があって初めて法務行政というのは国民のものという形になるんだと思うね。我々は与えられた法を執行しているだけだ、厳正に法と証拠に基づいてやっている、そういうことだけでは責任を果たしていることにならない。私は何もあなた方に今日説教するために来ているわけじゃないから。あなたは不愉快な思いをしているかもしれないけれども、本当にそう思いますね。

江田大臣 世界の流れ、世界で次第に死刑を廃止している国が多くなってきているという大きな流れや国連での議論、これはおかしいことなのか、そうじゃなくて、やっぱり世界の文明、人類の進歩というのはそっちの方向へ動いていっているんじゃないか、このあたりも謙虚に考えてみなきゃいけないし、そう言うと、「いやいや、死刑は日本の誇るべき文化なんだ」というような人がいるけれども、そうは言ったって、平安時代には、何百年ですかね、死刑を執行していなかった時代もあったりするわけで、いろいろなことを考えなきゃいけない。

団藤重光先生が「死刑廃止論」をお書きになったんですが、団藤先生の軌跡をずっと見てくると、あの人は人格形成論という刑法理論ですが、初めから死刑廃止論をとんでいたわけではなくて、最高裁に入って、最高裁の法廷の中である経験を積んで、これはやはりこうだということで死刑廃止ということを言われ始めて。この間も僕はあるマスコミの取材があったので、今、私自身は死刑問題について自分の立場というのは、悩ましい刑罰だから大いに悩んで、みんなと一緒に悩んでみるときじゃないかということを行っているんですが、若い人たちがいろいろおっしゃるけれども、私も70歳になって、亀井さんは私よりももう少し上だと思いますが、この年代になって、自分がこの世にいるのはあと10年、もうちょっと僕はいたいと思いますが、そこまで来て人の命ということを本当に考えるな、最近はという、そういう思いを若い記者さんたちも是非分か

ってほしいなんて、ちょっと年寄りじみたことを言ってしまったんですが、本当に命、この世に生があるということは、たとえ寝たきりであろうが、たとえいろいろな障害を持つのが、やはり全部命であって、大平さんですね、政治というのは、あす枯れる花にも水をやるのが政治なんだと。そんなようなことをやはり考えながら、みんなでこの議論というのはしていかなきゃならないということを感じております。

村越事務局長 最後によろしいですか。副大臣と政務官がおっしゃった、とはいえ、死刑存置に向けた高い世論の支持があるではないかというお話ですけれども、確かに私も地元で集会なんかをやっていると、死刑廃止なんてとんでもないという意見を支援者の皆さんからいただきます。その85.6%という数字が、法務省におかれましては死刑を維持する大きな根拠になっておられるかと思っておりますけれども、よくよく考えてみれば、世論調査のとおりによりに我々が仕事をすればいい、政治家が仕事をすればいいというのであれば政治家なんて必要がないわけでありまして……

亀井会長 菅さんなんか今ごろ総理やっつけられないよ。

村越事務局長 おっしゃるとおりでありまして、やっぱり有権者の皆さんと——例えば政務官おっしゃった、不幸にしてこの前の3月11日の大震災で亡くなられた方々がたくさんいるのに、片や死刑囚が119人いてというお話というのは、確かに重大な、耳を傾けなければいけないお話かと思っておりますが、ある種の感情論かと思っております。我々はやはり刑事政策の議論をしているわけであり、理性的な議論をしなければいけないと思っております。もちろん犯罪被害者の皆さんの心情に十分思いをいたして、この方々に対する厚いケアも同時に考えなければいけないのはそうなんです、今こそやっぱり感情的な議論ではなくて理性の議論、あるいは国の刑事政策の議論、あるいは先ほど申し上げた正にハイポリティックスの議論だという認識をして、あえて有権者の皆さんに次投票をおまえにはしないぞと言われようが、やはり死刑廃止に向けた歩みを我々はとるべきじゃないか。大臣におかれましては、悩みの多い、迷っておられるというお話でしたけれども、だからこそやはりここで我々は大きな一歩を歩むべきじゃないかと思っておりますので、是非我々のこの法案の御検討方、会長の言葉をかりれば、是非ともこれを法務省の正に閣法として取り組んでいただくぐらいの御判断をいただきたいなということをお願い申し上げます。

亀井会長 国民にとっては、最後の正義はやっぱり法務検察だと思いますよ、本当に。私はきれいごとで言っているんじゃない。しかし、それはやはり、人間は命ということ

をこうやってあるはずじゃないんですよ。何も演説しに私は来たわけじゃないんで。だけど、局長、今日はありがとうございました。

西川刑事局長 どうもありがとうございました。

質疑はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、大体予定の時間になりましたので、これで質疑応答を終了させていただきます。議員連盟の皆様方は、貴重なお時間をいただきまして、また、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。

以上で本日のヒアリングと勉強会を終了させていただきたいと思います。

江田大臣 どうも大変ありがとうございました。

—了—